

地頭下文の基礎的考察

高橋一樹

Primary Examination of Kudashibumi Documents Issued by Estate Stewards

TAKAHASHI Kazuki

- ① 課題の設定
- ② 他史料に引用された地頭下文
- ③ アーカイヴス論的検討
- ④ 様式論的検討

【論文要旨】

日本古代・中世の文書は、その機能ともかわる高い形式性ゆえに、だれでもが簡単に作成したり、機能させたりすることはできない。この点は文書とかわりを持つ人々が古代社会に比べて拡大する中世社会を考えるうえではきわめて重要な視点であり、中世の支配階級に含まれながら新興勢力でもある武士と文書との関係を捉えようとする際にも例外にはなりえない。とりわけ、武士が幕府などの上位権力から受給し、その家に伝来した文書だけでなく、武士がより下位の階層にむけて発給したかたちをとる文書の場合、右のような分析視角は不可欠なものとなる。

本稿はこのような問題関心にもとづき、鎌倉幕府が補任した地頭（もしくはその代官）の名で作成・発給された上意下達文書である下文の現存例を収集し、その基礎的な検討を試みた。事例のほとんどは地方の寺社やそれともかわる百姓身分の有力者の家に伝来しており、地域社会で機能する文書であった。

下文様式のなかでの形式のあり方については、必ずしも幕府が地頭たちに発給した

下文の様式を模倣したものとは限らず、幕府文書からの影響とは異なる系譜関係をも想定せねばならない。この点と深くかわるように、地頭下文には地頭（もしくはその代官）とならんで荘園や国領の公文が連署しているケースが散見され、地頭下文を實際に作成する主体に公文があることが推測できる。その場合、公文は国司や留守所、あるいは荘園領主側からの下文をはじめとした上意下達文書を受給したり、それを参照する機会が多く、この回路が地頭下文の多様な形式の違いに反映している可能性が指摘できる。

地頭下文は、現存例からの検討からも、地頭となった武士の主體的な意志により彼らの家政で独自に作成されたものとは限らないことをふまえ、綿密な原本調査にもとづく本格的な研究が今後進められる必要がある。

【キーワード】地頭、武士、幕府、フォーマット、アーカイヴス